

議案第 19 号

羽曳野市立市民プール条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市立市民プール条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市立市民プールを建て替える必要が生じたことから、当該プールを廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立市民プール条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立市民プール条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 21 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。